

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会 虐待防止のための指針

(虐待防止に関する基本的考え方)

第1条 高齢者等への虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資すること目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者等への虐待に該当する、「別紙1 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型」「別紙2 厚生労働省 養介護事業者等による高齢者虐待類型」に例示されたものを含めたいずれの行為も行わないこととする。

(虐待等防止委員会及びその他施設内の組織に関する事項について)

第2条 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する介護福祉サービス並びに障がい福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う福祉サービスにおいて、サービス利用者の安全と権利を擁護する観点から虐待等の防止、身体拘束に関する取り組みを推進するために虐待等防止委員会（以下「委員会」という。）等を設置する。なお委員会設置要綱は別に定める。

- 2 虐待発生防止に努める観点から、「虐待等防止検討委員会」を組成する。なお、本会会長は、虐待等防止に関する管理体制を強化するために、事務局長を虐待等防止対応統括責任者（以下「統括責任者」という。）、各所属長を虐待等防止対応責任者（以下「責任者」という。）に指名する。
- 3 統括責任者は、法人全体での虐待等の防止に向けた取り組みを推進するため、本会管理職で構成する「虐待等防止対策会議」を設置する。
- 4 統括責任者の職務は本会虐待等防止委員会等設置要綱 別表1（1）に掲げるものとする。
- 5 虐待等防止対策会議の開催は年1回開催とし、虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。また委員会の会議内容を記録し保存する。
- 6 虐待等防止対策会議は、次の内容について協議するものとする。
 - (1) 委員会及び虐待防止等検討委員会の組織に関すること
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - (3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
 - (8) その他虐待等防止のために必要な事
- 7 責任者は、施設、事業課に所属長並びに事業所管理者等で構成する「虐待等防止検討委員会」を設置し、全ての事業所等に虐待等防止マネジャーを置くものとする。
- 8 虐待等防止検討委員会の開催は年1回以上開催とし、虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。また委員会の会議内容を記録し5年間保存とする。
- 9 虐待等防止マネジャーの職務は本会虐待等防止委員会等設置要綱別表1(3)に掲げるものとする。
- 10 身体拘束適正化の取組みは、本会身体拘束等の適正化のための指針に基づき一体的に行うことを可能とし、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会身体拘束等の適正化のための指針に掲げるものとする。

(職員研修)

第3条 職員に対する虐待等防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底する内容とする。

2 研修の実施は以下の通りとする

年2回以上：介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

年1回以上：上記以外の事業所

また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

3 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、3年間保存することとする。

(発生時の対応方法)

第4条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

2 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(相談・報告体制)

第5条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当事者に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当を代行する。また、必要に応じ関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当事者対応の改善を求め、就業規則等により必要な措置を講じる。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に報告・相談する。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待等防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。

6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

(成年後見制度の利用支援)

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な相談窓口等を案内する等の支援を行うこととする。

(苦情解決方法)

第7条 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。

2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

3 対応の流れは、前5条によるものとする。

4 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧)

第8条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができることとする。また、本会ホームページ等において、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(その他虐待の防止の推進)

第9条 前3条に定める研修会等により提供される虐待防止、身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図っていくこととする。

附 則

この指針は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この指針は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する。

区分	具体的な例
身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法がある にもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を 付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。 など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
介護・世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者 が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚 れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続い たり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させ る。 など ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護 保険サービスを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

	【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもか かわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛 を与えること。 【具体的な例】 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
性的虐待防止	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。 ・撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。 またそ

	の場面を 見せないための配慮をしない。など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

（※）「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会.市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き.中央法規出版,2011,207p.,p5-6.を元に作成

区分	具体的な例
身体的虐待	① 暴力的行為※ ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境 ・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪 ・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など

	⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言 う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやら せる）。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してお むつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食 事の全介助をする。 など ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑦ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。

	・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したもの を他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下 着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制 限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、 無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって 危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

出典：社団法人 日本社会福祉士会.市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き.中 央法規出版,2012,116p.,p5-7.を元に作成